

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年5月13日(月)午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番 林 喜太郎 委員	2番 及川正義 委員
3番 金杉勝城 委員	4番 布施陽子 委員
5番 高品文敬 委員	6番 椎名寛 委員
7番 布施行雄 委員	8番 小林須美子 委員
9番 太田憲一 委員	10番 大木武一 委員
11番 鈴木茂 委員	12番 佐藤正剛 委員
13番 石田利之 委員	14番 安藤幸春 委員
15番 穴澤久男 委員	16番 伊藤栄治 委員
17番 渡邊弘仁 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番 伊藤輝夫 委員	19番 秋山菊次 委員
20番 布施利雄 委員	21番 加瀬安男 委員
22番 並木昭男 委員	23番 鎌形豊 委員
24番 山崎幸治 委員	25番 塚本繁雄 委員
26番 木原正勝 委員	27番 江波戸和男 委員
29番 石橋誠 委員	

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和元年度第1次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和元年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 8件

議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について (別冊)

議案第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について (別冊)

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市産業振興課) 職員 2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和元年5月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いします。

議長 本日、出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、
総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、5番高品文敬委員、6番椎名寛委員を指名い
たします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和元年度第1次農用地利用集積
計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る5
月10日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告につ
いて、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

14番 本件につきましては、去る5月10日、午後2時より、市民ふれあいセ
ンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容
につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
農用地利用集積計画を定めるため、令和元年5月7日に匝瑳市から諮問の

ありました別冊の令和元年度第1次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「令和元年度第1次農用地利用集積計画(案)について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和元年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第2号「令和元年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る5月10日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

14番 本件につきましては、去る5月10日、午後2時より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和元年5月7日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和元年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本案には、石田利之委員と江波戸和男委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、番号1番と4番について、審議・採決いたします。石田利之委員は退席をお願いします。

(石田利之委員 退席)

議長 石田利之委員が退席しましたので、番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号1番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号1番の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「令和元年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和元年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番について、採決に入ります。
議案第2号の番号1番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(石田利之委員 着席)

議 長 石田利之委員が着席しましたので、引き続き、「令和元年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。

次に、番号4番について、審議・採決いたします。江波戸和男委員は退席をお願いします。

(江波戸和男委員 退席)

議 長 江波戸和男委員が退席しましたので、番号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号4番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号4番の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和元年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号4番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和元年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号4番について、採決に入ります。
議案第2号の番号4番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(江波戸和男委員 着席)

議 長 江波戸和男委員が着席しましたので、引き続き、「令和元年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。
番号1番及び4番を除いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号1番及び4番を除き、内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和元年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番及び4番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和元年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番及び4番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、番号1番及び4番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号の番号1番、2番及び4番から6番までは、利用権設定に関する件であります。番号3番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第3号、番号1番から6番までを議案書を基に朗読】

番号1番から6番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。なお、この内、番号5番及び6番は、議案第4号の番号2番の一時転用許可に付随する案件であるため、議案第4号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

7番 番号1番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

17番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

3番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

5番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号5番と6番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるお
それはないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ
いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することと共に、番号5番と6番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第4号、番号1番から8番までを議案書を基に朗読】**

番号1番について、専用住宅用地として畑417㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、営農型太陽光発電設備用地として畑2筆計12,447㎡の内31,31㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅用地として畑762㎡の内324,30㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、専用住宅用地として畑998㎡の内324,96㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番と6番の譲受人は同一です。申請地を専用住宅用地として畑5筆計371,34㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、番号6番の案件には始末書が添付されています。

番号7番について、専用住宅用地として畑2筆計197,89㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

番号8番について、6台分の車両置場用地として、畑700㎡の内648,86㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1 番 番号1番について、譲受人は妻と子1人と市内の集合住宅で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われま

すが、例外事項に該当すると思われま

す。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

5 番 番号2番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

9 番 番号3番について、譲受人は集合住宅で生活しておりますが、将来の生活を考え、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われま

す。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思

います。

3 番 番号4番について、譲受人は、現在、県外で生活しておりますが、近々結婚を予定しており、婚約者の自宅近くの申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われま

す。転用目的に問題なく、周辺農地への日

日照、排水等の影響はないと思

います。

8 番 番号5番と6番について、譲受人は妻と2人で市外の集合住宅で生活しておりますが、将来の生活を考え、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われま

す。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排

水等の影響はないと思

います。

番号7番について、譲受人は妻と2人で市内の集合住宅で生活しておりますが、将来の生活を考え、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該

当すると思われま

す。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影

響はないと思

います。

1 4 番 番号8番について、譲受人は土木会社に勤務していますが、近く独立し事業を始める予定であるため、申請地を業務用の車両置場用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思

います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ

いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め、議案第5号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第6号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」採決に入ります。
議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

- 議案第1号 令和元年度第1次農用地利用集積計画(案)について (別冊)
議案第2号 令和元年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 8件
議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について (別冊)
議案第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について (別冊)
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和元年5月13日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。